

令和6（2024）年6月27日

# 第1回地域共生社会の在り方検討会議 報告資料

ホットちゃん



エールくん

（公社）成年後見センター・リーガルサポート  
常任理事 中野篤子（司法書士）

# 1 自己紹介

※京都市で成年後見人等の業務を中心に仕事をしている  
司法書士です。



1993年 京都司法書士会入会

2000年 成年後見センター・リーガルサポート入会

2018年～2023年

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート京都支部長

2021年～ (公社) 成年後見センター・リーガルサポート常任理事  
(広報・利用促進・研究大会担当)

任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業 (K-ねっと) ア  
ドバイザー (～2024年)

京都市成年後見支援センター運営委員会副委員長

(公社) 認知症の人と家族の会理事

(公社) 京都精神保健福祉推進家族会連合会 (京家連) 理事

京都家庭裁判所参与員 等

## 2 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートとは

- ▶ 1999年12月司法書士が成年後見制度に取り組むために設立
- ▶ 2011年公益社団法人に移行
- ▶ 全国の都道府県に50の支部（北海道は4支部）
- ▶ 約8700人の司法書士・司法書士法人が会員

### ▶ 目的（定款第3条）

この法人は、高齢者及び障害者が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援するとともに、未成年者が自己の意思を尊重され安全に健やかな成長ができるように支援し、もって高齢者、障害者及び未成年者の権利の擁護並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。

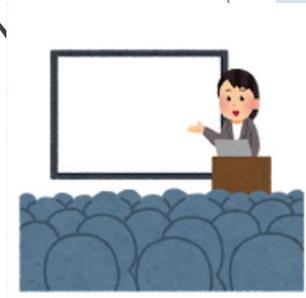
→2023年8月に未成年後見に関する事業が変更認定を受け追加



# リーガルサポートの取り組み

## ①成年後見人等の養成・推薦・指導監督

- ▶ 一定の研修を受けた会員を後見人・後見監督人名簿に登載
- ▶ 研修は、法律など司法書士の専門分野の他、人権、福祉、など成年後見業務に必要な内容全般。倫理研修は必修。  
(新規研修25単位、更新研修15単位・一単位一時間)
- ▶ 登載者の中より家裁に後見人・後見監督人を推薦
- ▶ 会員は定期的にリーガルサポートに業務報告をする義務がある。  
→報告等に基づき会員の指導監督を行う



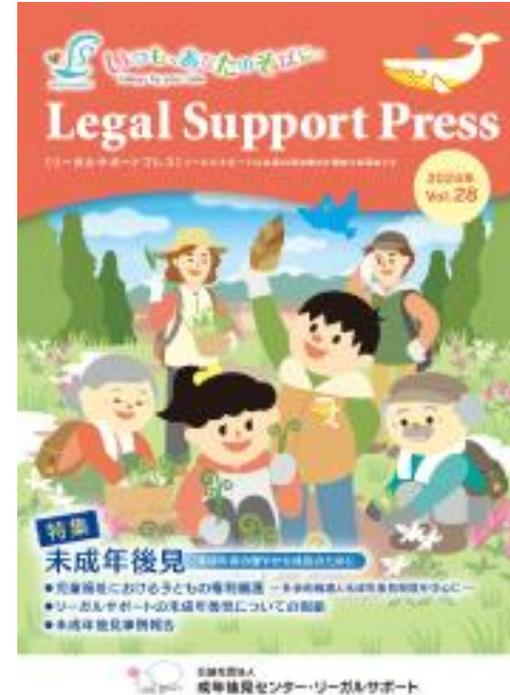
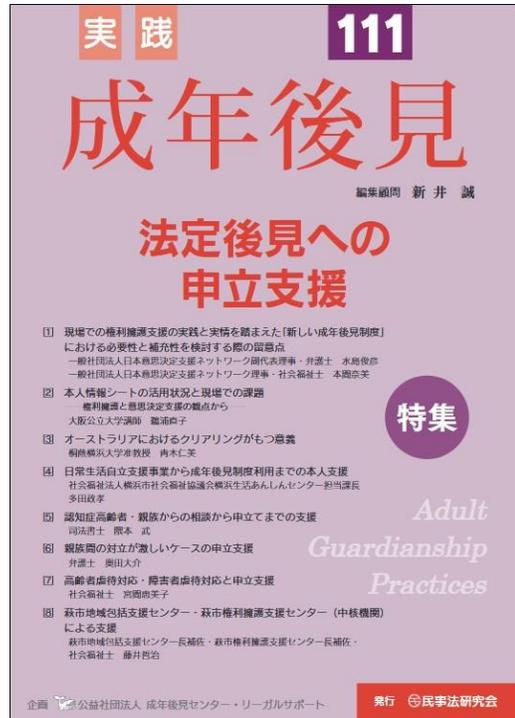
# リーガルサポートの取り組み

## ②制度を普及するための企画・広報・相談事業等

- ▶ 親族や市民を対象とした成年後見人養成講座の開設
- ▶ 高齢者・障害者のための成年後見相談会
- ▶ 講師等の派遣
- ▶ シンポジウム等の開催
- ▶ 書籍の発刊
- ▶ 成年後見制度に関する調査・研究
- ▶ 「公益信託成年後見助成基金」の設定（リーガルサポートが委託者となり受託者である信託銀行が運営）



# リーガルサポート企画・制作の書籍等



# リーガルサポート企画のシンポジウム

※本部主催の他、各地域でも実施

リーガルサポート意思決定支援シンポジウム

## 後見事務における 意思決定支援

「意思決定支援を踏まえた後見事務の  
ガイドライン」の実務への定着を目指して

**WEB開催**

2022.3.18 **金**  
午後1時 ▶ 午後5時30分

お申込み方法  
以下のURLからお申し込みください。  
<https://www.legal-support.or.jp>  
お申込み受付期間  
2022.1.17 ▶ 2022.3.4

参加費無料

定員500名

お問合わせ  
03-3359-0541

主催 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

令和4年度 権利擁護支援シンポジウム

## いま、成年後見人 について考える

～適切な後見人等の選任・交代と担い手の確保・育成の推進～

会場開催 WEB開催

定員 50名

定員 500名

開催日時  
会場 2023.3.3 **金**  
13時～17時 (開場 12時)

AP東京八重洲 11階 K+L+Mルーム

お問合わせ  
03-3359-0541

主催 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

令和5年度 権利擁護支援シンポジウム

## 地域の権利擁護を支える 市民後見人

～地域共生社会の実現に向けた市民後見人の育成・活躍支援～

参加費無料

要予約

ハイブリッド開催

会場 100名まで WEB 500名まで

開催日時  
2024.3.8 **金**  
午後1時 ▶ 午後5時 (予定)

会場 AP東京八重洲11階  
K+L+Mルーム

お問合わせ  
03-3359-0541

主催 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

# リーガルサポートの取り組み

## ③制度に関する意見・提言等

- ▶ 2005年「成年後見制度改善に向けての提言～法定後見業務に携わる執務現場から」
- ▶ 2007年「任意後見制度改善提言と司法書士の任意後見執務に関する提案」
- ▶ 2009年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の改正提言」
- ▶ 2014年「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言」
- ▶ 2014年「後見人の行動指針」
- ▶ 2014年「リーガルサポートの考える市民後見憲章案」

# リーガルサポートの取り組み

## ③制度に関する提言・意見等

- ▶ 2016年認知症列車事故の最高裁判決に関する理事長声明
- ▶ 2016年成年後見制度利用促進法及び民法等の一部改正法の成立に関する理事長声明
- ▶ 2020年任意後見制度の利用促進に向けての提言
- ▶ 2022年第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）に関する当法人の意見
- ▶ 2024年高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（案）に関する当法人の意見

等、成年後見制度に関連する提言・意見を発信している。

# 3 成年後見業務の現場で感じること

相談の場でよく聞く言葉

「必要かもしれないけれど今はまだ大丈夫です」



- ・ 障害を持つ人の親  
→できるところまでは自分で頑張りたい  
しかしいずれ限界が来た時に、スムーズにつながるのか？
- ・ 身寄りのない人  
→不安だけれど、どのように備えればよいのか。  
情報が過多で判断に迷うという話も。

今は必要がない（すぐに利用したいと思っていない）としても適切な情報を提供し、必要性が高くなった場合に速やかに支援につながるネットワークの存在が重要

# 成年後見業務の現場で感じること

成年後見人として本人に接して

- 本人がそのような価値観や考え方を持つに至った歴史がある。  
本人を取り巻く地域や家族など、背景を知ることによって本人の思いに少し近づけるかもしれない。  
→地域社会や本人とかわりのある人とのつながり
- 本人の周りにも支援を必要としている人がいる  
ex生活困窮が背景にある経済的虐待  
→困難をかかえている実情を察知して支援につなぐための働きかけ
- 親子・夫婦など複合的な課題の増加  
→制度の垣根を超える支援の必要性



# 成年後見業務の現場で感じること

後見人の立場と役割

～本人の伴走者としての成年後見人



障害→高齢者としての支援に移行

在宅→自宅での生活が困難になった場合の施設入居



本人を支援する「権利擁護支援チーム」の構成員は状況に応じて変遷する中で、後見人は継続して本人の支援を行う立ち位置にある。



→司法と福祉の連携強化の中で成年後見制度の果たす役割とは

# 4 地域共生社会の実現と成年後見制度

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画より

権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義することができる。権利擁護支援の中でも重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。(P4)



「権利擁護支援」の重要な手段である「成年後見制度」  
その「成年後見制度」が、地域共生社会の実現を目指す中で  
どのような役割を担っていくべきか、そのためにどのような  
仕組みが必要とされるか。

ご清聴ありがとうございました。

